

新しい

奨学金制度で 進学を支えます。

● 給付型奨学金制度

- 優れた生徒であって、大学等への進学の目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。
- また、平成29年度は特に経済的に厳しい者(私立自宅外生・児童養護施設等入所者(退所者)等)を対象に先行実施をします。

制度のおおまかな内容

平成29年度進学者

Q どのような人が申し込むことができますか?【申込対象】

A

家計支持者が住民税(所得割)非課税で、私立大学・専門学校等に自宅外から通学する進学者、児童養護施設等に入所している(いた)国公立大学・専門学校等進学者が対象です(いずれも1年次。高等専門学校のみ4年次)。

Q もらえる奨学金はどれくらいですか?【給付金額】

A

月4万円です。
児童養護施設等の入所者等が国公立の大学等に進学する場合は、月3万円です。
※ 国立の大学等で授業料の全額免除を受ける場合は、給付額が減額されます。
児童養護施設等に入所している(いた)人は一時金として24万円を受給できます。

Q 給付を受けられる基準は何ですか?【給付基準】

A

<家計基準>
・申込対象と同じ要件です。
<学力・資質基準>
・【家計支持者が住民税(所得割)非課税の場合】
高等学校在学時に各高等学校等の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている
・【児童養護施設等入所者(退所者)等】
特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがあること

Q いつ、どこで申し込めばよいですか?【申込方法】

A

進学先の大学等を通じて申し込んでください。(出身高校等から調査書等を取り寄せる必要があります。)

書類準備

- 大学等から必要書類を受け取り提出期限を確認
- 出身の高校等に学力等に関する認定書及び調査書の作成発行を依頼

申込

- 必要書類(給付奨学金確認書(申込書)、学力等に関する認定書、住民税(非課税証明書等)を大学等に提出

採用決定・交付<6月又は7月上旬>

- 採用が決定した人は、在籍する大学等を通じて「給付奨学生証」等が交付されるので、在籍する大学等に「誓約書」を提出

●このほか、次の制度も利用できます!

※貸与型奨学金との併用も可能です

低所得世帯対象に、H29進学者から第一種奨学金(無利子)の成績基準が実質的に撤廃されます

従来、評定平均値3.5以上を要件としていた第一種奨学金(無利子)の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、第一種奨学金(無利子)を借りられます

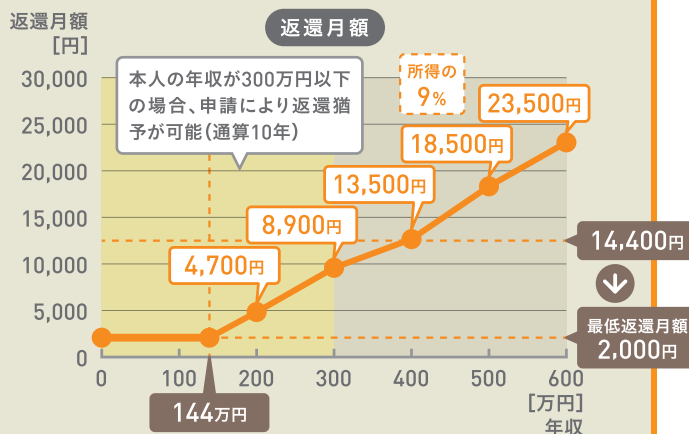
従来は、貸与基準を満たしていても第一種奨学金(無利子)を借りられない場合がありましたが、新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

低所得者向け減額返還制度が拡充されます (検討中)

- 返還が困難な方は、返還月額を1/2に減額します。
- H29年度からは、さらに1/3の減額幅を追加。

第一種奨学金(無利子)を借りる方には、H29進学者から、所得連動返還型の制度が始まります

返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。



卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円※借りの場合、従来の14,400円が

※私立・自宅生の場合

→ 最低2,000円からの返還になります

(注: 年収144万円以下の場合)

第一種奨学金のみ機関保証料を、引き下げます。
例えば月額5.4万円借りの場合、差し引かれる保証料月額が2,269円から1,928円に引き下げとなります。

